

2024 年 9 月

わが国におけるカーボン・クレジット市場の最新事情 — グリーントランスフォーメーション(GX)・脱炭素(カーボンニュートラル) の実現に向けて —

弁護士 宮川 賢司

弁護士 香川 遼太郎 / 弁護士 藏野 舞

弁護士 上村 聡 / 弁護士 完山 聖奈 / 弁護士 栗田 悠大 / 弁護士 新庄 絢

Contents

- I. はじめに
- II. カーボン・クレジット国内市場の動向
- III. 海外におけるカーボン・クレジット取引の動向
- IV. おわりに

I. はじめに

日本版排出量取引制度である GX リーグの第 1 フェーズが 2023 年から開始されているが、2026 年頃から始まる第 2 フェーズに向けてさまざまな議論が加速している。本ニュースレターでは、国内外のカーボン・クレジット市場の動向を概観しつつ、日本企業にとっての留意点を概説する。

II. カーボン・クレジット国内市場の動向

1. GX 実行会議

GX 実現に向けた施策を検討するため、2022 年 7 月より GX 実行会議が開催されている。2023 年 12 月

の第10回GX実行会議¹においては「分野別投資戦略(案)」²がとりまとめられ、今後10年程度のGXの方針が重点分野ごとに提示された。

そして、2024年5月13日に開催された第11回GX実行会議³においては、事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、これまでのGX政策から一歩進んで、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040ビジョンが示され、特に以下の論点が議論された⁴。

GXは産業構造の転換といえるが、その実現のためには官民による先行投資が必要となる。GX実行会議の下記施策は、官民によるGX投資を強く後押しするものといえる。

(1) エネルギー

今後、これまで以上に産業競争力はエネルギーに左右される時代となっていくことが予想される中、現状では需要面、技術面で不確実性の高い脱炭素エネルギーへの転換の加速が求められる。そこで投資回収の予見性が立てづらい脱炭素電源投資の促進、脱炭素電源や送電網の整備、水素・アンモニア等の新たなエネルギーの供給確保、さらにはトランジション期における化石燃料の確保等の課題に対する方策を立て、強靱なエネルギー供給を確保することが求められる。

(2) GX産業立地

脱炭素電源や送電網の整備状況、さらには新たなエネルギーの供給拠点等を踏まえ、データセンター、鉄鋼、化学といったエネルギー多消費産業の立地のあり方を考え、「脱炭素産業ハブ」ともいうべき新たな産業立地のあり方を議論していく必要がある。これらの検討は、脱炭素エネルギーの拠点として適切な立地や地方ごとのGX産業集積のイメージを明らかにし、投資の予見可能性の向上につながり得る。

(3) GX産業構造

GX推進の過程において産業構造が変化していくことが予想され、どのような産業構造を目指すのかは重要な論点となる。日本が強みとする産業の国内産業立地の確保や次世代技術によるイノベーションの促進、経済安全保障上の環境変化を踏まえたサプライチェーンの強化等を議論していく必要がある。

(4) GX市場創造

脱炭素は単なるコストアップではなく、新たな価値を生み出しているとの認識をビジネス慣行に根付かせることが産業界のGX投資推進にもつながるため、カーボンプライシングの詳細な制度設計を含めて、脱炭素の価値が評価される市場造りを推進していくことが重要である。

1 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai10/index.html

2 内閣官房「分野別投資戦略(案)」(令和5年12月15日)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai10/siryou2.pdf

3 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai11/index.html

4 内閣官房「我が国のグリーントランスフォーメーションの加速に向けて」(令和6年5月13日)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai11/siryou1.pdf

2. 法的課題研究会

2026年頃から始まるGXリーグ第2フェーズにおいてはさまざまな側面からの規制強化が検討されており、多排出業者に排出上限を課す義務的なキャップ&トレード型の制度の導入も選択肢の1つであるが、かかる制度を導入するにあたり各種の法的論点の検証がなされる必要がある。

そこで経済産業省及び環境省は、諸外国の排出量取引制度及び国内のカーボン・クレジット(J-クレジット等)を、わが国の法体系にあてはめた場合の法的論点を抽出し、学術的・実務的な観点から考え方を整理し、排出量取引制度の具体的な制度設計の検討に活用するため、GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(以下「本研究会」という。)を開催している⁵。

(1) 第1回本研究会(2024年5月17日実施⁶)

第1回においては、排出量取引制度に係る憲法上の論点整理がなされた。排出量取引制度においては、法律により特定の事業者に対し排出枠の償却といった負担を課すことになるため、事業者の憲法上の権利、具体的には営業の自由(憲法22条1項)、平等原則(憲法14条)及び財産権(憲法29条)の制約となり得るため、これらの点が憲法上の論点として挙げられた⁷。

(2) 第2回本研究会(2024年6月5日実施⁸)

第2回においては、第1回の論点整理を踏まえ、憲法上の論点に関する考え方の骨子案が示された⁹。いずれの論点についても制度内容に合理性が認められれば、憲法上の問題は生じないとの考え方が示された。

また、第2回においては、排出量取引制度に係る行政法上の論点整理がなされた。排出量取引制度においては、行政法上の論点として、具体的には排出枠償却義務及び排出枠の行政法上の位置付け、対象事業者に対する権利救済や権利保護手続きの確保のあり方、排出量取引制度における行政処分のあり方、執行上の法的留意点、排出量取引制度の実効性確保のあり方が挙げられた¹⁰。

(3) 第3回本研究会(2024年7月22日実施¹¹)

5 本研究会事務局「GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会の趣旨等について」(2024年5月17日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/001_03_00.pdf

6 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/001.html 及び

https://www.env.go.jp/press/press_03186.html

同研究会については下記商事法務ポータル記事も参照。

宮川賢司・香川遼太郎・藏野舞「SH4960 経済産業省・環境省、第1回GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会(2024年5月17日)を実施」商事法務ポータル(2024年5月31日)

7 経済産業省 環境経済質「憲法上の論点について」(2024年5月17日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/001_04_00.pdf

8 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/002.html 及び

https://www.env.go.jp/press/press_03300.html

9 GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会「【骨子案】排出量取引制度の法的課題とその考え方(憲法)」(2024年6月5日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/002_03_00.pdf

10 経済産業省 環境経済室「行政法上の論点について」(2024年6月5日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/002_04_00.pdf

11 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/003.html 及び

https://www.env.go.jp/press/press_03468.html

第3回においては、第2回の論点整理をふまえ、行政法上の論点に関する考え方の骨子案が示された他、我が国の排出量取引制度の制度設計を考えるため、韓国における排出量取引制度(K-ETS)における排出枠の割当方法の検討がなされた¹²。

また、第3回においては、排出量取引制度にかかる民事法上の論点整理がなされた。排出量取引制度においては、民事法上の論点として排出枠の民事法上の性質、排出枠取引に関する規律、既存の法令の排出枠への適用について議論がなされた¹³。具体的には、排出枠の民事法上の性質としては、排出枠が民法上の「財産権」に該当することについて、多くの委員が賛同した。また、排出枠取引に関する規律としては、排出枠取引の当事者の意思表示に瑕疵がある場合及び国が誤って無償割当量を過剰に割り当てた場合等を仮定して、いかなる規律を設けるべきかについて議論がなされた。そして、既存の法令への排出枠の適用に関しては、排出枠に対しての質権を含む担保設定の可否等について議論がなされた。

本研究会とは別に、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」(金融庁)¹⁴が開催されるとともに、金融法委員会から「論点整理 カーボン・クレジットの私法上の位置付け 法的性質及び帰属・移転の法理を中心に」¹⁵が公表されている。海外ボランタリー・カーボン・クレジットについては法的な不明確さも指摘されているところであり、日本法準拠のカーボン・クレジット取引に関する取引保護規制が整備されれば国内外からの投資を促進できる可能性がある。下記4記載の2024年改正温対法において二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism: JCM)の取引保護規定が明記された点を踏まえて、排出枠及び各種カーボン・クレジット(日本法準拠)の取引保護規定が整備されることが期待される。

3. GXリーグ

GXリーグは、排出量取引に限らず、参加企業による議論及び政策提言を目的としてさまざまなワーキング・グループが組成されている¹⁶。例えば、2024年4月には、「適格カーボン・クレジットワーキング・グループ」での議論を踏まえて、「日本版排出量取引制度としての自主的な排出量取引制度(以下「GX-ETS」という。)における適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」が策定された。本ガイドラインの概要は以下のとおりである。

(1) GX-ETSにおける適格カーボン・クレジットの具体的な要件

12 資料3「【骨子案】排出量取引制度の法的課題とその考え方(行政法)」(GX実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会、2024年7月22日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/003_03_00.pdf

13 第3回研究会 資料4「民事法上の論点について」(経済産業省環境経済室、2024年7月22日)

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_implementation/pdf/003_04_00.pdf

14 https://www.fsa.go.jp/singi/carbon_credit/index.html

15 金融法委員会「論点整理 カーボン・クレジットの私法上の位置付け 法的性質及び帰属・移転の法理を中心に」(2024年6月27日)

<http://www.flb.gr.jp/jdoc/publication61-j.pdf>

16 GXリーグの動向については、弊事務所の2024年3月ニュースレター(下記リンク)参照。

https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins12_pdf/240328_j.pdf

GX-ETS 第 1 フェーズにおいて、政府が運営する認証制度に基づいて発行される J-クレジット・JCM クレジットに加え、適格とするカーボン・クレジット(以下「その他の適格カーボン・クレジット」という。)の要件は、下表のとおりである¹⁷。

	国内	海外
実施者	実施者の制限なし	GX リーグ参画企業等が、プロジェクト立上げ初期から継続して関与した事業であること
実施場所	日本国内で実施されるプロジェクト	JCM における実施が困難なプロジェクト
方法論	<ol style="list-style-type: none"> 1. 将来のわが国の NDC への貢献の可能性が期待される、以下のいずれかの方法論であること ①CCU、②沿岸ブルーカーボン、③BECCS、④DACCS 2. プロジェクトの追加性、持続性、プログラムのガバナンス等について一定の品質基準を満たしていること、又は日本国政府が一定程度運営に関与し、運営の透明性・公平性が担保されていると看做されること 3. 上記に該当するプログラムが国内・国外両方に存在する場合、国内プログラムを優先 	

(2) GX-ETS における適格カーボン・クレジットの具体的な申請手続き

その他の適格カーボン・クレジットの発行を考えている実施者は、クレジット認証プログラムに対し、プロジェクトを登録申請し、この登録済みのプロジェクトについて GX リーグ事務局に対し、GX リーグ適格プロジェクトであることの登録を申請する。その後、実施者は、GX リーグ事務局での審査を経た上で、クレジットを発行し、レジストリに登録する。その上で、実施者は、GX リーグ事務局に対し、発行されたクレジットの適格性について承認申請し、承認がされれば、適格クレジット情報が Web 上で公開される¹⁸。

4. 2024 年改正温対法

令和 6(2024)年 3 月 5 日、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され¹⁹、同改正案は令和 6(2024)年 6 月 12 日に成立し、同月 19 日公布されている²⁰(以下同改正後の温対法を「2024 年改正温対法」という。)。2024 年改正温対法は、パリ協定に基づくわが国の NDC²¹を達

17 その他の適格カーボン・クレジットの要件の詳細は、下記リンクのうち「GX-ETS における適格カーボン・クレジットの活用に関するガイドライン」参照。

<https://gx-league.go.jp/rules/related-documents/>

18 その他の適格カーボン・クレジットの申請手続きの詳細は脚注 17 掲載リンクのうち「GX-ETS における「その他の適格カーボン・クレジット」に係る申請等手続マニュアル」参照。

19 下記環境省リンク参照。

https://www.env.go.jp/press/press_02855.html

20 下記衆議院リンク参照。

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DDBBF2.htm

21 NDC(Nationally Determined Contribution)とは、パリ協定 4 条 2 項に基づき、5 年ごとに国連への提出が求められている、同協定の締約国が定めた温室効果ガスの排出削減目標のことをいう。日本の NDC については、下記リンク参照。

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html>

成すべく、主に①JCMの実施体制強化と②地域脱炭素化促進事業制度の拡充を目的としたものであるが、カーボン・クレジット取引活性化の観点からは、③JCMクレジットに関する取引保護規定の導入が注目される。以下では、③について概説する。

(1) 対象となるカーボン・クレジットの定義

新たに JCM クレジットを規制対象とし、本改正案では「国際協力排出削減量」と定義されている(2024 年改正温対法 2 条 9 項)。

(2) JCM クレジットの譲渡の効力発生要件

JCM クレジットの管理のため、主務大臣は、国際協力排出削減量口座簿の作成、政府保有口座の開設、各 JCM 事業者に対する法人等保有口座の開設を行う。JCM クレジットの取得及び移転(以下「振替」という。)は、京都クレジット同様、口座簿への記録によりなされる。また、JCM クレジットの譲渡は、振替により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る JCM クレジットの増加の記録を受けなければ、効力を生じない(2024 年改正温対法 57 条の 12)。

(3) 保有の推定

政府及び JCM 事業者は、その政府保有口座又は法人等保有口座における記録がされた JCM クレジットを、適法に保有するものと推定される(2024 年改正温対法 57 条の 15)。

(4) 善意取得

振替により、口座にクレジットの増加の記録を受けた政府又は JCM 事業者は、悪意又は重大な過失があるときを除き、当該クレジットを取得する(2024 年改正温対法 57 条の 16)。

5. サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの活動状況

金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という。)は、2024 年 3 月 29 日にサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan)から公表された基準(以下総称して「SSBJ 基準」という。)²²を土台とし、サステナビリティ情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を行っている。以下では、これまでに開催された第 3 回までの WG での議論状況につき、要点を概説する。

(1) SSBJ 基準の適用対象及び適用時期等

プライム上場企業においては、既に TCFD の枠組みによる気候関連開示が行われていること等を踏まえ、プライム上場企業を対象とすることが提案された。

また、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board)の公表している基準と同等に、SSBJ 基準に機能的な整合性が確保されることを前提として、SSBJ 基準を金融商品取引法(以下「金商法」という。)に取り込むとの方針につき、多くの委員から賛成意見が示された。

22 ①サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」、②サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準(案)」及び③サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準(案)」の 3 つの草案が含まれる。

https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2024/2024-0329.html

適用時期については、プライム上場企業のうち時価総額の大きい企業から順次適用対象を拡大させることや、一定の任意適用期間を先行させることが提案された。

(2) Scope3 の温室効果ガス排出量の開示

SSBJ 基準では、Scope3 の温室効果ガス排出量につき、温室効果ガスプロトコル²³の 15 カテゴリー別に分解して開示することが求められているが測定方法については、直接測定と見積りの 2 通りの方法を示している。最も、見積りを使用した測定は、測定の不確実性が生じるとの問題点がある。WG では、可能な範囲での開示の下で、企業と情報利用者との対話を通じて開示制度の向上を図ることを求める声があることが指摘された。

(3) 虚偽記載等の責任についてのセーフハーバー

開示書類の虚偽記載等については、金商法上、行政処分、民事責任の追及を容易にする特則規定及び刑事責任に関する規定が設けられている。サステナビリティ情報は、一般に企業の中長期的な持続可能性に関する事項であり、将来情報を含むこと、Scope3の開示には、バリュー・チェーンを含めたデータの収集が必要となり、支配力の及ばない第三者のデータに一定程度依存する、といった特徴がみられることから、虚偽記載等の責任範囲が広すぎると、開示に対する萎縮効果が働く可能性がある。

将来情報や参照書類に関する虚偽記載等の責任について、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」²⁴がセーフハーバーについての考え方を示しているところ、WG では、サステナビリティ情報固有の特徴に応じたセーフハーバーのあり方をさらに検討していく必要があることが指摘された。

III. 海外におけるカーボン・クレジット取引の動向

1. ICVCM

ICVCM(The Integrity Council for the Voluntary Carbon Market)とは、カーボン・クレジット、とりわけ、海外 NGO が認定発行する海外ボランティア・カーボン・クレジット(以下「海外 VCC」という。)についてのクレジットの品質要件を設定する独立した機関である。同機関は、海外 VCC のうち「質が高い海外 VCC」であることを担保する基準として、Core Carbon Principle²⁵(以下「CCP」という。)を公表している。

また、公表資料²⁶によればこれまでのところ下記 5 種類のカーボン・クレジットについて CCP 基準の充足が確認されているようである。特に海外 VCC について CCP ラベルの付いたクレジットの供給が拡大することで海外 VCC の品質が確保され、海外 VCC を安心して購入できるマーケットが確立されることが期待される。

- (1) ACR
- (2) Climate Action Reserve
- (3) Architecture for REDD+ Transactions (以下「ART」という。)
- (4) Gold Standard

23 <https://www.env.go.jp/council/06earth/y061-11/ref04.pdf>

24 金融庁企画市場局「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(2023 年 1 月)
https://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/230131_kaiji.pdf

25 <https://icvcm.org/the-core-carbon-principles/>

26 <https://icvcm.org/assessment-status/>

(5) Verified Carbon Standard

2. CORSIA

国際民間航空機関(ICAO)による国際航空部門における脱炭素のための枠組みである CORSIA(Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation)は、技術革新、運用改善、持続可能な航空燃料の使用に加えて、オフセットスキームによって国際航空部門の温室効果ガスの排出削減を目指している。国境を越えて活動する国際航空はパリ協定により捕捉が難しいため CORSIA が設けられており、直接的には大手国際航空会社が義務対象となる。しかし、カーボン・クレジットの品質が問題となる中、下記の CORSIA 適格と認められることは一つの品質保証として機能する側面がある。現在は第 1 フェーズ(2024 年から 2026 年)の段階にあり、大手国際航空会社は、自発的に参加した国間の航路について温室効果ガス削減義務があり、下記(1)(b)の適格カーボン・クレジット(第 1 フェーズ)によるオフセットが認められる。

(1) CORCIA 適格カーボン・クレジット(CORSIA Eligible Units)²⁷

(a) CORSIA 適格カーボン・クレジット(パイロットフェーズ)

Verra、Gold Standard を含む多くのカーボン・クレジットが適格カーボン・クレジット(パイロットフェーズ)として認められている(CORSIA Eligible Emissions Units(脚注 27 のリンク)3 頁以下参照)。

(b) CORSIA 適格カーボン・クレジット(第 1 フェーズ)

2024 年 3 月時点の公表資料では、American Carbon Registry(ACR)及び ART の CORCIA 適格(第 1 フェーズ)が認められている模様である。カーボン・クレジットの品質問題を克服するために、より多様な国内外のカーボン・クレジットについて CORSIA 適格カーボン・クレジットと認定され取引当事者が安心して各種カーボン・クレジットの取引を行うことができる環境が整備されることが望まれる。

(2) CORCIA 適格燃料(CORSIA Eligible Fuel)²⁸

CORCIA は持続可能な航空燃料(SAF)や低炭素航空燃料(LCAF)等の CORSIA 適格燃料の使用を通じて、航空機運航会社のオフセット要求量を減らすことを認めている。そして ICAO は継続的に CORSIA 適格燃料に関する ICAO 文書の修正等を行っている²⁹。

3. 海外における近時の気候変動訴訟

欧米等において、気候変動関連の訴訟が増加しており、わが国の企業にとっても日本国外における気候変動リスクを検証する上で参考になる。以下は近時の事例をいくつか紹介する。

27 ICAO「CORSIA Eligible Emissions Units」(2024 年 3 月)

https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/CORSIA%20Eligible%20Emissions%20Units/CORSIA%20Eligible%20Emissions%20Units_March%202024.pdf

28 下記リンク参照。

<https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Pages/CORSIA-Eligible-Fuels.aspx>

29 ICAO「CORSIA Newsletter」(2024 年 4 月)

https://www.icao.int/environmental-protection/CORSIA/Documents/CORSIA_Newsletter_Apr%202024_ENV_1.pdf

(1) 米国 | 消費者 v. 大手航空会社

本訴訟では、米国の大手航空会社が「世界初のカーボンニュートラルの航空会社」等と宣伝したことが誇大広告である等の理由で訴訟が提起されている。本訴訟では、企業側の広告が消費者の誤解を招くこと等が認められたものの、企業側の法的責任を認める判決は下されなかったようである。

(2) オランダ | 環境 NGO v. 欧州大手航空会社

本訴訟では、欧州大手航空会社の広告等が消費者を誤解させる誇大広告(グリーンウォッシュ広告)であるとして訴訟が提起されている。

(3) 日本企業の留意点

わが国においても、気候変動等の環境に関するグリーンウォッシュ広告等に関する関心が高まりつつある。企業としては、気候変動等の環境価値への貢献を広告等でアピールする場合、可能な限り抽象的な表現を避けて、具体的な数値等に基づいた具体的な主張を行いその裏付けを準備することが必要と思われる。

IV. おわりに

2026 年頃から始まる GX リーグ第 2 フェーズは、わが国における気候変動対策の重要な進展となる可能性がある。GX 対策を単なる規制対応に終わらせずに、GX 後の循環型経済を見据えた先行投資を行うことが望まれる。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 宮川 賢司 (kenji.miyagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 香川 遼太郎
 - 弁護士 藏野 舞 (mai.kurano@amt-law.com)
 - 弁護士 上村 聡 (so.kamimura@amt-law.com)
 - 弁護士 完山 聖奈 (seina.kanyama@amt-law.com)
 - 弁護士 栗田 悠大 (yudai.kurita@amt-law.com)
 - 弁護士 新庄 絢 (aya.shinjo@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com